

「価格と品質」に優れたより良い社会資本整備の循環形成へ

いしだ ひろし
石田 博*

平成17年にこれまでの「価格競争」による弊害を踏まえ、「価格と品質」に優れた公共調達による社会資本の整備を目指して、品質確保法が成立した。平成26年には「現在及び将来の公共工事の品質確保」「担い手の中長期的な育成及び確保」が品質確保法の目的に追加され、「価格と品質」の為に担い手の重要性がクローズアップされた。

1. はじめに

平成30年は大阪北部地震、7月豪雨、台風20号、21号の自然災害により、近畿地方の臨海部においても、高潮・高波による浸水被害や港湾機能の一時停止など国民の生活や経済活動に影響を及ぼす事態が発生した。この状況を踏まえ、「重要インフラ緊急点検」が行われ、3年間集中的にハード・ソフト対策を実施していくこととなっている。

こうした社会資本の整備を実施していくには、やはり「価格と品質」に優れた公共調達が欠かせず、その為には担い手の育成・確保や働き方改革等への対応が求められており、総合評価落札方式での取組みや港湾関係業団体との若手技術者勉強会等多面的な取組みを紹介する。

2. 総合評価落札方式による取組み

国土交通省港湾局では、直轄港湾・海岸整備事業の実施にあたり「担い手の育成・確保」「働き方改革」「生産性の向上」を三本柱として掲げており、その為に総合評価落札方式を活用した取組みの一部を紹介する。

1) 担い手確保、育成への対応

(1) 技術者の育成

① 技術者に適応される各種資格に関する評価

配置予定技術者に対して、建設生産物の品質確保・向上及び技術者の育成などを目的として、配

置予定技術者の持つ資格について、競争参加資格として求める国家資格等の他に、当該工事に対して有益な資格の有無により評価する。また、企業に対しても、当該工事において有益な資格を持つ技術者を配置することで評価する。

【対象資格】

土木学会認定土木技術者、技術士、海上工事施工管理技術者、コンクリート（主任）技士、海洋・港湾構造物設計士、海洋・港湾構造物維持管理士、空港工事施工管理技術者 等

② 若手技術者の登用促進

若手技術者の配置による総合評価の評価は行わないが指導技術者を合わせて配置した場合には技術指導者を総合評価の評価対象とすることにより、若手技術者の登用を促進させる。

(2) 地域社会の担い手確保

地域に根ざした企業も様々な場面での活躍が期待されることから、担い手の確保の対象として総合評価落札方式の一部を見直し試行を図っている。

① 災害活動評価の見直し

会社規模により災害活動範囲が異なる実態を考慮し、評価対象とする行政機関の範囲を国内から近畿地方整備局（港湾空港関係）管内に見直している（平成30年度）。

② 災害協定に基づく活動実績の評価見直し

発災時において、航路啓開などの応急復旧工事

* 国土交通省 近畿地方整備局 港湾空港部 品質確保室長

や本格工事を迅速に推進するために、災害協定に基づく相互協力体制の充実強化を図るべく、災害対応の活動実績による評価を行う。また、災害活動の実績、訓練、表彰・感謝状がある場合に追加して評価する（平成31年度）。

③下請け施工実績の評価

作業船を使用する工事において、主作業船を使用した下請け施工実績を競争参加要件の「同種工事の施工実績」として認める。主作業船を使用する港湾土木工事、港湾等しゅんせつ工事（WTO除く）を対象にしている（平成30年度）。

④作業船評価の見直し

港湾工事において、作業船は必要不可欠であるが作業船の維持・保有は企業努力で確保されているところである。一方、作業船の隻数は年々減少しており、港湾工事の品質確保のために、これまで作業船の保有形態及び環境性能に対して評価を行ってきたが、新たに新造に対しても評価を行う（平成31年度）。

⑤地元企業の受注確保

地元企業の受注機会確保に向け、特定建設工事共同企業体で参加する場合に、代表者以外の構成員について地元企業を含むことを条件とする。管内で1件試行する（平成31年度）。

2) 働き方改革への対応

(1) 技術提案数などの見直し

技術提案評価型における技術提案や施工能力評価型における施工上の配慮事項は、提案数が増えても履行義務がある中、効果を期待しづらい場合もあった。この為、提案数を減らし、内容が充実され効果の高い提案で評価を競うようにしている。

この結果、提案者・発注者双方の労力の軽減も期待できる（平成30年度）。

①技術提案評価型における技術提案数の見直し

技術提案評価型 2テーマ×4 → 1~2テーマ
(S型・WTO) 提案 × 2~3提案

技術提案評価型 2テーマ×3 → 1~2テーマ
(S I型) 提案 × 2提案

技術提案評価型 1テーマ×4 → 1テーマ×2
(S II型) 提案 提案

②施工能力評価型における施工上配慮すべき事項の提案数の見直し

施工計画重視型 3提案 → 2提案

3) 生産性の向上（i-Constructionの推進）

(1) ICTの活用による評価

技術提案評価型、施工能力評価型の一部の方式で、施工者の希望によりICT施工が選択可能な工事において、3次元起工測量、3次元数量計算、3次元出来形測量、3次元データの納品といった当局が指定するICTの活用があると総合評価落札方式において評価する。

4) その他の取組み

(1) 評価の柔軟性確保

①競争参加資格の一部緩和

競争参加資格確認時に技術者の同種工事の施工数量要件緩和や特定建設工事共同企業体（甲型）の場合、代表者以外の構成員は、技術者要件の同種実績を求めない。

②主任技術者又は管理技術者の配置変更

主任（監理）技術者の申請をこれまでの複数から1名のみとし、契約後一定期間内において技術者の変更を認める。

(2) 社会貢献の向上

①海洋環境保全活動への支援

企業における社会貢献の更なる向上を目的として、総合評価において新たに海洋環境保全活動への支援があれば評価する。

3. 総合評価方式以外（工事成績評定等）による試行や取組み

近畿地方整備局港湾空港部では調達時における総合評価方式での取組み以外に、工事期間中の取組みや港湾工事施工団体、港湾系コンサルタント団体と共同し相互理解や若手育成に資する取組みを進めている。

1) 総合評価落札方式での評価から工事成績評定での評価へ

「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日働き

方改革実現会議決定)の趣旨を踏まえ、建設現場における担い手育成等の取組みを推進するため、若手技術者を配置した工事、働きやすい職場環境を整備した工事、担い手育成活動を実施した工事、及び休日確保した工事については、平成30年度より成績評定で評価することとしている。

(1) 若手技術者配置について

満40歳未満の者を主任技術者又は監理技術者として提案し総合評価で加点する試行は取りやめるが、工事に配置した場合、工事成績評定点に加点する試行に取り組んでいる。

(2) すべての人が働きやすい職場環境の整備について

女性技術者の配置を総合評価で加点する試行は取りやめ、女性技術者を含むすべての人が働きやすい職場環境を整備した工事に対して工事成績評定点に加点する試行に取り組んでいる。

具体には、喫煙室、休憩室、施錠可能なロッカー、化粧台、シャワー室が対象。

(3) 休日確保の試行について

入札契約時において、工事における確実な休日確保(週休2日等)の取組方針の提出を求め履行義務を課す「休日確保方針提案型」の試行は取りやめ、全ての工事を対象に休日を確保できた工事に対して工事成績評定点に加点する「休日確保評価型」の試行に取り組んでいる。

(4) 担い手育成活動の実施について

担い手育成活動として、建設業に将来就く可能性のある者(土木関係の専門学校生、高校生、大学生等)、現場経験の少ない者等に対し、受注者が現場視察・実習、講習会等を開催し、建設業への関心の喚起や、作業船による施工、操船等の建設技術の習得の機会を提供した場合に工事成績評定に加点する試行に取り組んでいる。

2) 港湾関係業団体との若手技術者勉強会

平成27年度から、将来の担い手確保・育成の一環として、発注者である当局とパートナーである港湾工事施工団体、港湾系コンサルタント団体の若手技術者によるワークショップ形式の勉強会を開催している。平成30年度は、「働き方改革と生産性向上について(現場でできること)」について議論を行った。受発注者が混成されたグループに分かれ一つのテーマに直接意見交換をすることで、相互理解に効果があると参加者からは好評を得ているし、間接的ではあるが担い手としての自覚にも寄与している。



写真-1 若手技術者勉強会の様子

4. おわりに

前改正品確法において目的に加えられた「現在及び将来の公共工事の品質確保」「担い手の中長期的な育成及び確保」のためには、調達、計画・調査・設計から工事完了、さらには維持管理までの一連の建設生産システムが効果的に運用されることが重要と考える。

その為には、関係する発注者、調査・設計者、施工者等互いが研鑽し、環境も含めた周辺状況への配慮と技術力の向上を図ることが重要で、その結果「価格と品質」に優れたより良い社会資本整備への循環が形成されることを期待する。

我々はその為に、「新・担い手3法」で位置づけられる理念と新たに見直しされる**運用指針***を踏まえ、総合評価方式の見直しと適切な運用に取り組んでいきたいと考える。

【用語解説】

※運用指針

……発注関係事務の運用に関する指針

公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)第22条の規定に基づき、同法第3条に定める現在及び将来の公共工事の品質確保並びにその担い手の中長期的な育成及び確保等の基本理念にのっとり、公共工事の発注者を支援するために定めるもの